

ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定

当行の「ワンタイムパスワード (OTP) サービス」を利用するにあたり、利用者は「プレスティア オンライン取引規約」のほか、本「ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定」にしたがうものとします。「プレスティア オンライン取引規約」と本「ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定」が矛盾する場合は、本「ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定」が優先するものとします。なお、特段の定めのない限り、「プレスティア オンライン取引規約」における定義は本「ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定」においても適用されるものとします。

第1条 ワンタイムパスワード

- ワンタイムパスワードとは、当行が利用者に貸与するワンタイムパスワード専用表示端末（以下、「トークン」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワードをいいます。
- ワンタイムパスワードは、当行所定のプレスティア オンライン取引およびプレスティア モバイル取引において、利用者の本人確認のために使用されます。ワンタイムパスワードが必要となる当行所定のプレスティア オンライン取引およびプレスティア モバイル取引については、別途当行ホームページに記載します。

第2条 利用申込み

- 利用者がワンタイムパスワード (OTP) サービスの利用を希望する場合は、本サービスの申込み後当行よりトークンを発行し、利用者が当行に届出た住所（以下、「届出住所」といいます。）宛に郵便で送付する他、当行所定の方法により交付するものとします。また、トークンは日本国内在住の利用者に限りこれを利用できるものとします。
- 当行が前項による申込みを承諾した場合、当行は利用者が当行に届出た住所（以下、「届出住所」といいます。）宛にトークンを送付するか当行所定の方法により利用者に配布します。ただし、トークンの送付先または配布先は当行が特別に認めた場合を除き日本国内に限りです。利用者の届出住所が不正確である為、あるいは、利用者が届出住所の変更の届出を怠った為に、当該郵便が当行に返戻された場合、また、当該郵便が郵便局の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、利用者は再発行を依頼するものとします。
- 前項の承諾により、当行は、利用者のトークン登録を受付けたものとして利用者ごとに専用のトークンを登録し、これにより利用者は当行所定のプレスティア オンライン取引およびプレスティア モバイル取引において、前項により受領したトークンによるワンタイムパスワードの利用が可能となるものとします。
- 同一名義人あたり登録できるトークンの個数は一つとします。

第3条 手数料

<削除>

第4条 トークンの利用

- トークンは、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。利用者は、トークンのボタン押下時に電池残量が一定量以下となった旨が表示された場合、当行所定の方法によりトークンの再発行の依頼を行うものとします。
- トークンの電池が切れた場合または故障した場合は、後記第6条の「解約および利用停止等」がない限り、新しいトークンに交換します。この場合または第2条第2項の事由により当該郵便が返戻された場合、利用者の申込みにより、当行がトークンを再発行のうえ、利用者の届出住所宛に郵便で送付します。
- <削除>
- 故障や口座解約等で利用できなくなったトークンは、利用者の責任のもと、廃棄するものとします。

第5条 トークンの紛失・盗難

- 利用者は、トークンを紛失したとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届出するものとします。なお、当該届出先は、当行ホームページに記載するものとします。
- 当行は、利用者から前項の届出を受けた後、すみやかに届出のあったトークンに係るワンタイムパスワードを利用者の本人確認に利用することを停止します。なお、当行が届出を受領する以前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第6条 解約および利用停止等

- 利用者がワンタイムパスワード (OTP) サービスを利用停止または解約する場合、当行所定の方法によるものとします。
- 前記第2条第3項において登録された利用者のトークンにより生成されたワンタイムパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は利用者に対するプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイルの利用を停止します。利用者がプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイルの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の方法により当行宛に届出するものとします。
- 当行は、前項のほか、当行の都合でワンタイムパスワード (OTP) サービスを利用中止または変更する場合があります。

第7条 免責事項

- トークンの所有権は、当行に帰属するものとし、当行は利用者にトークンを貸与するものとします。利用者は、トークンおよびワンタイムパスワードを利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、開示、その他第三者の権利の設定をすることはできず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。トークンおよびワンタイムパスワードの管理において利用者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 当行所定の方法によりトークンの発行、更新発行、再発行、利用登録を当行が受け付けたうちは、そのトークンが表示したワンタイムパスワードを使用した取引の申込みについて、トークンおよびワンタイムパスワードに不正使用、その他の事故があっても、当行は当該申込みを有効なものとして取扱い、またそれにより生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 本規定に基づき当行がトークンを届出住所宛に郵送する際、郵送上の事故等当行の責めにやらない事由により、第三者（当行行員を除く）が、トークンにより生成され、表示されたワンタイムパスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がトークンを届出住所宛に発送した後、住所不明等当行の責めにやらない事由により当行にトークンが返戻された場合は、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったこと、または前記第6条第2項・第3項により、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- トークンの持ち込み・利用等を制限している国や地域には持ち込めません。利用者が当該制限のある国や地域にトークンを持ち込んだ場合あるいは持ち込もうとした場合に、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

第8条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、「プレスティア オンライン取引規約」を準用します。

第9条 本規定の変更

当行は、本サービスの内容、手数料、または本規定について、利用者に事前に通知することなく、当行の定める日をもって任意にその内容を変更することができるものとします。利用者が変更に興議を唱える場合、当行は、利用者に事前に通知することなく本規定に基づく本サービスの提供を中止または停止することができるものとします。

以上、ワンタイムパスワード (OTP) サービス利用にかかる追加規定は、2020 年 10 月 19 日より適用します。